

青森県  
新型インフルエンザ  
に関する相談対応  
マニュアル  
- ヒトの健康編 -  
【第1版】

(平成19年3月28日版)

青 森 県

# 目 次

はじめに		1
1 . 目的		1
2 . 実施時期		1
3 . 実施機関		1
4 . 本マニュアルの見直し等		1
相談及び連絡先		3
1 . 未発生期		3
2 . 海外発生期		3
3 . 国内発生期、県内発生・小流行期、県内流行期・大規模流行期		4
各発生段階別の相談対応		6
共通事項		6
1 . 未発生期		8
2 . 海外発生期		9
3 . 国内発生期		11
4 . 県内発生・小流行期		13
5 . 県内流行期・大規模流行期		15
6 . 県内流行終息期		17
資料編		19
別紙1「新型インフルエンザに関するQ&A」(平成17年11月15日)		
別紙2「鳥インフルエンザに関するQ&A」(2005年12月)		
別紙3「インフルエンザ・パンデミックに関するQ&A」(2006年1月)		

## はじめに

### 1 目的

本マニュアルは、「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)の「相談、検査体制の整備」のうち、「未発生期」(国の「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「国行動計画」という。))に基づくフェーズ1～3Bに相当。以下同じ)において作成することとされている相談への対応内容を具体化するものであり、県民等から鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザの基本的知識やその予防策等について相談を受けることによって、正しい知識の普及等に資するほか、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザへの感染防止並びにまん延防止などを図ることを目的とする。

### 2 実施時期

本マニュアルは、「未発生期」から、速やかに実施するものとする。

### 3 実施機関

県行動計画において健康福祉部が行うこととされている相談業務は、

- ・ 「未発生期」においては、主として保健衛生課及び各健康福祉こどもセンター等(保健部。以下「保健所」という。)
- ・ 「海外発生期」以降においては、青森県健康危機管理対策本部(本部長：副知事。以下「健康危機対策本部」という。)及び青森県危機対策本部(本部長：知事。以下「危機対策本部」という。)の指示を受け、主として保健衛生課及び各保健所が行うものとする。

### 4 本マニュアルの見直し等

本マニュアルは、国、国立感染症研究所等から、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する詳細な情報や世界保健機関(WHO)等の国外の情報収集源からの情報を収集し、既に確認されている鳥インフルエンザや新型インフルエンザ(\*)の

臨床症状、疫学情報等が新たに示された都度、必要な修正・追加等を行うなど、直ちに見直すものとする。

\* 現時点では、鳥インフルエンザ患者の症状から推定し、「新型インフルエンザ」の症状を、38 以上の発熱かつ呼吸器症状（激しい咳、呼吸困難など）としており、これに発生地から来航したこと等の疫学条件が付加される。

また、新型インフルエンザが確認された時点で、そのウイルスの遺伝的情報も明らかとなると考えられることから、少なくとも、PCR 検査による確定診断は可能という前提をしている。（「新型インフルエンザ診断・治療ガイドライン（案）」（平成17年12月27日版 厚生労働省））

国から正式なガイドラインが示された段階で修正することとする。

## 相談及び連絡先

相談及び連絡先は、次のとおりとする。

1	未発生期
---	------

### 【ヒトの健康に関する相談】

連絡先名	所在地	市外局番	既設の一般電話	既設のFAX番号
東地方保健所	青森市造道3-25-1	017	741-8116	742-7250
弘前保健所	弘前市大字吉野町4-5	0172	33-8521	33-8524
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178	27-5111	27-1594
五所川原保健所	五所川原市末広町14	0173	34-2108	34-7516
上十三保健所	十和田市西二番町10-15	0176	23-4261	23-4246
むつ保健所	むつ市大湊新町11-6	0175	24-1231	24-3449
青森市保健所	青森市造道3-25-1	017	765-5200	765-5202
保健衛生課	青森市長島1-1-1	017	734-9284	734-8047

なお、【鶏の病気や衛生管理に関する相談窓口】及び【野鳥の異常死に関する相談窓口】については、青森県庁ホームページ内の「高病原性鳥インフルエンザに関する情報」-「5 県の相談窓口について」(URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/nourin/chikusan/infuru.html>) を参照すること。

2	海外発生期
---	-------

### 【ヒトの健康に関する相談】

連絡先名	所在地	市外局番	専用回線番号	既設のFAX番号
東地方保健所	青森市造道3-25-1	017		742-7250
弘前保健所	弘前市大字吉野町4-5	0172		33-8524
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田7	0178		27-1594

五所川原保健所	五所川原市末広町 1 4	0 1 7 3		3 4 - 7 5 1 6
上十三保健所	十和田市西二番町 10 - 15	0 1 7 6		2 3 - 4 2 4 6
むつ保健所	むつ市大湊新町 1 1 - 6	0 1 7 5		2 4 - 3 4 4 9
青森市保健所	青森市造道 3 - 2 5 - 1	0 1 7		7 6 5 - 5 2 0 2
保健衛生課	青森市長島 1 - 1 - 1	0 1 7		7 3 4 - 8 0 4 7

また、県民、関係機関からの相談が多数となり、単一の専用回線では対応できない状況が想定される場合、必要に応じて専用回線を複数にするほか専用 F A X を設置することを検討し、これらが設置された際には、県民、関係機関に速やかに周知する。

なお、【鶏の病気や衛生管理に関する相談窓口】及び【野鳥の異常死に関する相談窓口】については、青森県庁ホームページ内の「高病原性鳥インフルエンザに関する情報」 - 「5 県の相談窓口について」( U R L <http://www.pref.aomori.lg.jp/nourin/chikusan/infuru.html>) を参照すること。

3	国内発生期	県内発生・小流行期	県内流行期・大規模流行期
---	-------	-----------	--------------

<原則として、「海外発生期」における相談及び連絡先を維持する。>

【ヒトの健康に関する相談】

連絡先名	所在地	市外局番	専用回線番号	既設の F A X 番号
東地方保健所	青森市造道 3 - 2 5 - 1	0 1 7		7 4 2 - 7 2 5 0
弘前保健所	弘前市大字吉野町 4 - 5	0 1 7 2		3 3 - 8 5 2 4
八戸保健所	八戸市大字尻内町字鴨田 7	0 1 7 8		2 7 - 1 5 9 4
五所川原保健所	五所川原市末広町 1 4	0 1 7 3		3 4 - 7 5 1 6
上十三保健所	十和田市西二番町 10 - 15	0 1 7 6		2 3 - 4 2 4 6
むつ保健所	むつ市大湊新町 1 1 - 6	0 1 7 5		2 4 - 3 4 4 9
青森市保健所	青森市造道 3 - 2 5 - 1	0 1 7		7 6 5 - 5 2 0 2
保健衛生課	青森市長島 1 - 1 - 1	0 1 7		7 3 4 - 8 0 4 7

また、県民、関係機関からの相談が多数となり、単一の専用回線では対応できない状況が想定される場合、必要に応じて専用回線を複数にするほか専用FAXを設置することを検討し、これらが設置された際には、県民、関係機関に速やかに周知する。

なお、【鶏の病気や衛生管理に関する相談窓口】及び【野鳥の異常死に関する相談窓口】については、青森県庁ホームページ内の「高病原性鳥インフルエンザに関する情報」 - 「5 県の相談窓口について」(URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/nourin/chikusan/infuru.html>) を参照すること。

## 各発生段階別の相談対応

### 共通事項

1. 保健衛生課及び各保健所は、県民、関係機関等からの健康確保等に関する相談に応じる。
2. 相談にあたっては、厚生労働省作成の「新型インフルエンザに関するQ & A」(平成17年11月15日。別紙1)及び国立感染症研究所感染症情報センター作成の「鳥インフルエンザに関するQ & A」(2005年12月。別紙2)「インフルエンザ・パンデミックに関するQ & A」(2006年1月。別紙3)を活用することを基本とする。
3. 保健衛生課及び各保健所は、別紙1、別紙2及び別紙3に記載がないような内容の相談を受けた場合は、次の「主な情報収集源」及び青森県結核・感染症情報ネットの「新型インフルエンザ対策関連情報」からの情報を活用して対応する。

主な情報収集源及びホームページアドレスは、次のとおりである。

#### 国

- ・厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/index.html>  
インフルエンザ対策 <http://www.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1.html>  
鳥インフルエンザ対策 <http://www-bm.mhlw.go.jp/houdou/0111/h1112-1f.html>  
新型インフルエンザ対策 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>
- ・国立感染症研究所 <http://www.nih.go.jp/niid/index.html>  
インフルエンザ対策 <http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/index.html>  
鳥インフルエンザ対策 [http://idsc.nih.go.jp/disease/avian\\_influenza/index.html](http://idsc.nih.go.jp/disease/avian_influenza/index.html)  
新型インフルエンザ対策 <http://idsc.nih.go.jp/disease/influenza/05pandemic.html>
- ・検疫所 <http://www.forth.go.jp/>
- ・農林水産省 <http://www.maff.go.jp/>
- ・動物衛生研究所 <http://niah.naro.affrc.go.jp/index-j.html>  
鳥インフルエンザ [http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poultry/tori\\_influenza.html](http://niah.naro.affrc.go.jp/disease/poultry/tori_influenza.html)
- ・外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/>
- ・文部科学省 <http://www.mext.go.jp/>





## 1 未発生期

### 保健衛生課

1. 関係機関（マスコミ対応含む。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 に基づき対応する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国し、その後インフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「青森県高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル（健康福祉部版）」（平成 17 年 1 月 13 日。以下「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」という。）に基づく対応を行う。
2. 別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の更新状況を確認し、更新された場合には速やかに当該別紙を各保健所に送付する。
3. ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置及び更新する。

### 保健所

1. 県民、関係機関（原則として、マスコミ対応除く。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 に基づき対応する。  
国行動計画及び県行動計画に関する相談等を受けた場合は、適宜対応するものとする。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国しインフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。  
相談受付状況について、相談項目及び件数等を定期的に保健衛生課に報告する。  
相談項目及び報告（集計）期間については、各発生段階において、過大な負担とならないよう調整する。

## 2 海外発生期

<原則として、「1 未発生期」と同様の相談対応を行う。なお、相談対応にあたっては、健康危機対策本部の指示を受けるものとする。

なお、保健衛生課は、ホームページに、海外における新型インフルエンザの発生状況や発生国における対応状況に関するウェブサイトを設置及び更新する。>

### 保健衛生課

1. 関係機関（マスコミ対応含む。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国し、その後インフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。
2. 別紙1、別紙2及び別紙3の更新状況を確認し、更新された場合には速やかに当該別紙を各保健所に送付する。
3. ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置及び更新する。
4. 専用電話を設置し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航者、発生国・地域からの帰国者等からの電話相談を開始する。

### 保健所

1. 県民、関係機関（原則として、マスコミ対応除く。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
国行動計画及び県行動計画に関する相談等を受けた場合は、適宜対応するものとするが、対応できないような内容である場合には、保健衛生課に相談等をするよう説明する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国しインフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を

十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。

相談受付状況について、相談項目及び件数等を定期的に保健衛生課に報告する。

相談項目及び報告(集計)期間については、各発生段階において、過大な負担とならないよう調整する。

2. 専用電話を設置し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航者、発生国・地域からの帰国者等からの電話相談を開始する。

### 3 国内発生期

<原則として、「1 未発生期」と同様の相談対応を行う。なお、相談対応にあたっては、危機対策本部の指示を受けるものとする。

なお、保健衛生課は、ホームページに、国内外における新型インフルエンザの発生状況や発生国における対応状況に関するウェブサイトを設置及び更新する。>

#### 保健衛生課

1. 関係機関（マスコミ対応含む。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国し、その後インフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。
2. 別紙1、別紙2及び別紙3の更新状況を確認し、更新された場合には速やかに当該別紙を各保健所に送付する。
3. ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置及び更新する。
4. 相談件数の増加が予想されることから、電話相談体制を継続・強化する。

#### 保健所

1. 県民、関係機関（原則として、マスコミ対応除く。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
国行動計画及び県行動計画に関する相談等を受けた場合は、適宜対応するものとするが、対応できないような内容である場合には、保健衛生課に相談等をするよう説明する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国しインフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行

う。

相談受付状況について、相談項目及び件数等を定期的に保健衛生課に報告する。  
相談項目及び報告(集計)期間については、各発生段階において、過大な負担とならないよう調整する。

2 . 相談件数の増加が予想されることから、電話相談体制を継続・強化する。

## 4 県内発生・小流行期

<原則として、「1 未発生期」と同様の相談対応を行う。なお、相談対応にあたっては、危機対策本部の指示を受けるものとする。

なお、保健衛生課は、ホームページに、国内外及び県内における新型インフルエンザの発生状況や発生国における対応状況に関するウェブサイトを設置及び更新する。>

現状では、相談に対応できる資料(別紙1～3等)が限られているため、現段階では明記できないが、明記できるものがあれば記載することとする。

### 保健衛生課

1. 関係機関(マスコミ対応含む。)等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国し、その後インフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。
2. 別紙1、別紙2及び別紙3の更新状況を確認し、更新された場合には速やかに当該別紙を各保健所に送付する。
3. ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置及び更新する。
4. 県民からの相談の増加に備え、健康相談のほか、生活福祉を加えた相談等に関する電話相談を市町村の協力を得て整備するよう努める。

### 保健所

1. 県民、関係機関(原則として、マスコミ対応除く。)等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
国行動計画及び県行動計画に関する相談等を受けた場合は、適宜対応するものとするが、対応できないような内容である場合には、保健衛生課に相談等をするよう

説明する。

現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国しインフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。

相談受付状況について、相談項目及び件数等を定期的に保健衛生課に報告する。

相談項目及び報告(集計)期間については、各発生段階において、過大な負担とならないよう調整する。

- 2 . 県民からの相談の増加に備え、健康相談のほか、生活福祉を加えた相談等に関する電話相談を市町村の協力を得て整備するよう努める。



## 5 県内流行期・大規模流行期

<原則として、「1 未発生期」と同様の相談対応を行う。なお、相談対応にあたっては、危機対策本部の指示を受けるものとする。

なお、保健衛生課は、ホームページに設置された国内外及び県内における新型インフルエンザの発生状況や発生国における対応状況に関するウェブサイトを更新・維持する。

また、危機対策本部は、電話相談を担当する及び情報を更新する職員等の新型インフルエンザによる被害状況を勘案し、電話相談を専用の回線による録音音声により対応するなどの指示をする。

更に、危機対策本部は、情報の収集・分析及び還元については、適切な方法により維持していくよう努める。>

現状では、相談に対応できる資料(別紙1～3等)が限られているため、現段階では明記できないが、明記できるものがあれば記載することとする。

### 保健衛生課

1. 関係機関(マスコミ対応含む。)等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国し、その後インフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。
2. 別紙1、別紙2及び別紙3の更新状況を確認し、更新された場合には速やかに当該別紙を各保健所に送付する。
3. ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置及び更新する。
4. 市町村の協力を得て、健康や生活福祉に関する電話相談体制を継続する。

### 保健所

1. 県民、関係機関(原則として、マスコミ対応除く。)等からの健康確保等に関する

る相談に応じる。

相談者からの相談内容に応じて、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 に基づき対応する。

国行動計画及び県行動計画に関する相談等を受けた場合は、適宜対応するものとするが、対応できないような内容である場合には、保健衛生課に相談等をするよう説明する。

現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国しインフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。

相談受付状況について、相談項目及び件数等を定期的に保健衛生課に報告する。

相談項目及び報告(集計)期間については、各発生段階において、過大な負担とならないよう調整する。

2 . 市町村の協力を得て、健康や生活福祉に関する電話相談体制を継続する。

## 6 県内流行終息期

<原則として、「1 未発生期」と同様の相談対応を行う。なお、相談対応にあたっては、危機対策本部の指示を受けるものとする。

なお、保健衛生課は、ホームページに設置された国内外及び県内における新型インフルエンザの発生状況や発生国における対応状況に関するウェブサイトを更新する。

また、危機対策本部は、電話相談を担当する及び情報を更新する職員等の新型インフルエンザによる被害状況を勘案し、電話相談を専用の回線による録音音声により対応するなどの指示をする。また、危機対策本部は、情報の収集・分析及び還元については、適切な方法により維持していくよう努める。>

### 保健衛生課

1. 関係機関（マスコミ対応含む。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国し、その後インフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。
2. 別紙1、別紙2及び別紙3の更新状況を確認し、更新された場合には速やかに当該別紙を各保健所に送付する。
3. ホームページに、新型インフルエンザに関するウェブサイトを設置及び更新する。
4. 相談、検査体制は、「流行終息宣言」が発表されるまで継続する。

### 保健所

1. 県民、関係機関（原則として、マスコミ対応除く。）等からの健康確保等に関する相談に応じる。  
相談者からの相談内容に応じて、別紙1、別紙2及び別紙3に基づき対応する。  
国行動計画及び県行動計画に関する相談等を受けた場合は、適宜対応するものと

するが、対応できないような内容である場合には、保健衛生課に相談等をするよう説明する。

現在高病原性鳥インフルエンザが発生している国・地域等から帰国しインフルエンザ様症状がある者等から相談があった場合には、相談内容及び渡航歴や症状等を十分に確認の上、「高病原性鳥インフルエンザ対策マニュアル」に基づく対応を行う。

相談受付状況について、相談項目及び件数等を定期的に保健衛生課に報告する。

相談項目及び報告(集計)期間については、各発生段階において、過大な負担とならないよう調整する。

2 . 相談、検査体制は、「流行終息宣言」が発表されるまで継続する。

# 資 料 編

## 別紙 1

「新型インフルエンザに関するQ & A」

(平成17年11月15日 厚生労働省)

## 別紙 2

「鳥インフルエンザに関するQ & A」

(2005年12月 国立感染症研究所感染症情報センター)

## 別紙 3

「インフルエンザ・パンデミックに関するQ & A」

(2006年1月 国立感染症研究所感染症情報センター)